

第3号様式（第4条関係）

公文書一部開示決定通知書

3瀬選第37号

令和3年10月18日

田中 智之 様

瀬戸市選挙管理委員会
監査委員会

令和3年10月5日付けで開示請求がありました公文書については、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、瀬戸市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	「愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書」に関する起案文書				
開示を実施する日時及び場所	日 時	年	月	日	午前・午後 時 分
	場 所				
開 示 の 実 施 方 法	郵送				
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 30円 2 写しの送付に要する費用 郵送代 8.4円				
開示しないこととした部分	① 提出者の氏名、住所、連絡先及び印影 ② 閲覧の日時				
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	① 請求者以外の個人に関する情報であり、第7条第2号に該当するため。 ② 不存在であるため。				
備 考	今回の決定から1年以内に、上記において不開示とした部分の開示が可能となる日（ 年 月 日以後）				
担 当 課 等	瀬戸市選挙管理委員会 電話番号 0561-88-2559				

- 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瀬戸市選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

起案	令和 2 年 11 月 30 日			
決裁	令和 2 年 11 月 30 日			
保存年限	長 10.5.1. 常			
瀬戸市選挙管理委員会				
起案者氏名	杵築 洋輔			
書記	主査	書記長補佐	書記長	参事
高木	賀吉 光川			星
第一回				

令和 2 年 11 月 30 日

氏名
住所
連絡先



署の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和 2 年 11 月 30 日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11 月 4 日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び捺印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は 7 日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11 月 4 日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、捺印による署名については、地方自治法第 74 条の 4 第 2 項に該当する署名を偽造するものであり、刑法 159 条 1 項 私文書偽造罪若しくは刑法 167 条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第 81 条第 2 項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



令和2年11月30日

選挙管理委員長様

氏名
住所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和2年11月30日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11月4日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び捺印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は7日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者（リコールの会）に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11月4日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、捺印による署名については、地方自治法第74条の4第2項に該当する署名を偽造するものであり、刑法159条1項 私文書偽造罪若しくは刑法167条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第81条第2項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。



製品内を検索

ク

アプリ一覧

リンク

行政課

トップページ 社内メール メール スケジュール 設備予約 電話メモ タイムカード ToDoリスト 揭示板



アドレス帳



ユーザー名簿

Web DB



パソコンFAQ

トップページ メール (下書き) 下書きの詳細

変更する 削除する

削除する [下書き]

▼へ 移動する

【瀬戸市】愛知県知事解職請求に係る署名簿の取扱いに関する要望について

<< 前へ | 次へ >>

差出人 : "瀬戸市 行政課" <gyosei@city.seto.lg.jp>

宛先 : senkyo@pref.aichi.lg.jp

愛知県選挙管理委員会事務局 担当者様

お世話になります。

瀬戸市選挙管理委員会の杵築と申します。

先ほどご連絡させていただきました標記の件について、別添のとおり提供します。

ご確認よろしくお願ひします。

なお、本日来庁された解職請求代表者からは12月25日頃に警察が各市町村に署名簿の差し押さえに来るかもしれませんとのことでした。

その際の対応の留意点等がありましたらご指示ください。

瀬戸市選挙管理委員会事務局 杵築

〒489-8701

瀬戸市追分町64番地の1

TEL:0561-88-2559(ダイヤルイン)

FAX:0561-88-2569

E-mail:gyosei@city.seto.lg.jp

署名簿の取扱いに関する要望書.pdf 詳細 80 KB

愛知県選挙管理委員会事務局 杵築
 同様の要望があつた場合はそれを参考として
 法的立場から判断の上取り扱うこととする。
 署名簿の取扱いについては今後もあくまでも

◀ メールへ

▲